

福岡県公報

平成二十年一月四日
第二千七百六十九号
増刊
①

目次

規則(第一号)

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(保健福祉課) …………… 一

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年一月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第一号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項(3)中「二〇〇人一日当たり 三〇、〇〇〇円」を「一人一日当たり 三〇〇円」に改め、同表二の項(2)中「一、三四一、〇〇〇円」を「一、三二六、〇〇〇円」に改め、同項(7)中「第八十五条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同表四の項(3)アの表中「一七、二〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二一、一〇〇円」を「二一、三〇〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三三、八〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「三九、三〇〇円」に、「四九、五〇〇円」を「四九、八〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「三六、七〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「六〇、一〇〇円」を「六〇、五〇〇円」に、「七五、四〇〇円」を「七五、九〇〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同項(3)イの表中「七、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「一三、七〇〇円」

円」を「一三、八〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、四〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）